

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（詫間・仁尾地区）打越地区の換地計画を定めた。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成23年1月12日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成23年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造